授業科目名	文化政策概論			
必修の区分	選択			
単位数	2 単位	担当教員		弥生 麗奈
授業の方法	講義		71/25	JEG/J\
開講年次	1年第3クォーター			
講義内容	文化政策は芸術・文化に関する公共政策を指し、芸術・文化の振興と同時に、他の政策領域とも連携して芸術・文化を通じた人々のQOL(生の質)の向上、地域社会の活性化を実現するものである。その主体は、行政はもちろんのこと、企業やNPOの参画も必須であり、現代社会を構成するさまざまなアクターが協働することによって担われている。この授業では日本の文化政策について歴史的経緯、現状と課題に関する知識を習得し、芸術・文化の公共性について理解することを目標とする。			
到達目標	・文化政策の歴史と、国や自治体の文化行政に関する課題を説明することができる。 ・芸術・文化の力を活用した都市政策の事例を挙げて説明することができる。 ・芸術・文化の公共性について、文化政策の具体的な場面に関連づけて述べることができる。			
授業計画				

	付ける創造都市論・創造的な地域の概念を学び、経済活性化にとどまらない地域発展のあり方を考える 11. 文化的コモンズと芸術・文化の公共性(古賀) 行政だけでなく市民、NPO などさまざまな主体が連携して地域文化資源を生かした共同体運営を行う「文化的コモンズ」の概念を知り、芸術・文化の公共性について考える 12. 総括/誰もが文化権を保障される地域社会を目指して(古賀) 芸術・文化へのアクセスだけでなく、人々が幸せを追求しいきいきとしたまちづくりに参画するため、文化政策が保障すべき文化権について考える		
事前·事後 学習	・毎回の授業テーマに関連したキーワードについて事前に文献等で学習すること。・次の講義の前に、配布したプリントや参考資料を用いて前回の授業内容を復習のこと。		
テキスト	なし。各回の授業において資料を配付する		
参考文献	授業内で適宜紹介する		
成績評価 の 基 準	授業内で実施する小レポート (40%)、課題レポート (60%) により評価 する		
履修上の注意 履修要件			
実践的教育	該当しない。		
備考欄	定員 50 名を超えた場合は、厳正なる抽選により履修者を決定します。 古賀(yayoikoga*stdat.at-hyogo.ac.jp) 井原(i.rena*stdat.at-hyogo.ac.jp)[*を@に変更]		